ⅩⅥ　「江別市立大麻東小学校いじめ防止基本方針」

令和５年１２月１５日改訂

１ いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。【いじめ防止対策推進法第２条】

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。そして、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。【いじめ防止対策推進法第３条】

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止対策推進法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

本校では、全ての教職員が、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童がいじめのない明るく楽しい学校生活が送ることができるように、「江別市立大麻東小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

２ いじめ防止、解消のための基本姿勢

豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、全ての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進する。　ために、

（１）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
（２）児童一人一人の自己肯定感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
（３）いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査をはじめ、きめ細やかな観察、声かけなど様々な手段を講じる。
（４）いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、校内はもとより、ＳＳＷや心の教室相談員または関係機関・団体、専門家などと協力して解決にあたる。
（５）学校と家庭が連携・協力して、事後の指導にあたる。
（６）学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、達成度や改善の取組の評価を行う。
（７）学校いじめ防止基本方針および学校いじめ防止プログラムを策定し、ホームページ等で公表し、児童や保護者に周知させる。

3 いじめ問題に取り組む組織体制の確立

（1）「生徒指導委員会」の設置

① 校長、教頭、主幹教諭、指導部担当者、当該学級・学年担任、養護教諭で構成する。

② 委員会の役割

ア　いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

イ　学校いじめ防止対策基本方針および学校いじめ防止プログラム等を児童及び保護者に周知する。

ウ　いじめ早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童問題行動に関する情報を収集と記録、共有を行う。

エ　いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対する聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

オ　いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

カ　学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画を作成し、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

（2）「緊急いじめ対策委員会」の設置

①重大な事態やいじめに起因する事故が生じた場合に設置する。

②校長、教頭、主幹教諭、指導部担当者、当該学級・学年担任、ＳＳＷ、教育支援課で構成する。

③「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（平成２９年３月文部科学省策定）を参照して、教育委員会等と連携を密にとり、迅速に対応する。

4 いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を感じ取れる場を設け、自己肯定感や自己有用感を高め、自尊感情を育むよう努める。

道徳の時間を要として、全ての教育活動を通して「命の大切さ」について指導を行う。また、「いじめは絶対許されないことである」という認識を児童が持つように指導するとともに、いじめを見て見ぬふりをすること（傍観する）ことは、いじめに加担することであることを自覚させる。

発達障がいを含む障がいのある児童、帰国をした児童、外国人の児童、性同一障がいや性的指向・性自認を抱えている児童、大震災等で被災し避難している児童など、特に配慮が必要な児童については日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

（1）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

①学年・学級の取組

例：「いじめ撲滅の宣言」、スローガンづくり、標語づくり、日記指導、道徳教育の充実

②児童会の取組

例：「いじめ撲滅の宣言」、スローガンづくり、標語づくり、「なんでも相談ＢＯＸ」の設置

③全校の取組

例：「思いやり」を基点とした自己点検・自己評価

※全ての児童がこの取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動を行う。 一部の児童だけが行う活動に陥らないように気をつける。

※児童生徒への援助希求的態度の育成

（2）児童一人一人の自己肯定感・自己有用感の高揚及び自尊感情の醸成

①1 時間 1 時間の授業の充実

ア「体験的活動」の充実

体験的な活動を積極的に取り入れ、児童相互が助け合い、励まし合う場を設けるとともに、同じ活動を通して得られる感動や喜びなど共有できるようにし、望ましい人間関係の構築に努める。

イ「言語活動」の充実

児童一人一人が、自分の思いや考えを表出できる場を設けるとともに、相互に交流する場を設け、考えの違いを受け止め、認め合える関係性を築かせる。

ウ「活動時間」の保障

児童に実態に応じて「考える時間」「話し合う時間」「書く時間」「体験的活動を行う時間」を十分保障し、安心して学習や活動にのぞめる場を設定する。

②生徒指導の機能を生かした授業づくり

ア自己決定の場を与える授業づくり

自ら課題を見つけ、追究し、自ら考え、判断し、表現する授業を行う。

イ自己存在感を与える授業づくり

児童一人一人に学ぶ楽しさや成就感を味わわせることができる授業を行う。

ウ共感的人間関係を育む授業づくり

お互いに認め合い、学び合うことができる授業を行う。

（3）校内研修の実施

いじめの未然防止やいじめへの対応方法などについて、事例等をもとに全教職員で計画的に研修を行う。

（4）家庭・地域への公表

「学校いじめ防止基本方針」「いじめ防止プログラム」または「児童アンケート」結果を、学校だよりや生徒指導だよりまたはホームページ等に掲載し、家庭や地域に公表する。

5 いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの児童でもおこりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的にきめ細やかな観察を行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない。また、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

早期発見の取組

①「おかしい」と感じた児童がいる場合は、職員会議・研修などの場において気づいたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守るようにする。

②様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談」を行い当該児童から悩み等を聞くなどして、いじめの早期発見に努める。

③保健室や相談室の利用、電話相談窓口について周知するとともに、日記・ノート等を活用して悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。

④児童からの相談に対しては、必ず迅速に対応することを徹底する。

⑤「いじめに関するアンケート調査」を年 2 回実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、事実確認を行うなどして、いじめの早期発見に努める。

６ いじめに対する対処

発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に行うのではなく、児童の人格成長に主眼をおいた指導を行うことが大切である。また、全ての教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

（１） いじめへの対応

①学級担任だけで問題を抱え込むことなく、生徒指導委員会に速やかに報告し、全ての教職員で対応を協議し、的確に役割分担を行い、問題の解決にあたる。

②情報収集を綿密に行い、事実確認した上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。

③緊急かつ重大ないじめ問題が発生した場合には、発見者が、その場において適切な措置を 講じるとともに、直ちに教頭へ報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により、「緊急いじめ対策委員会」を開催し、指導支援体制を構築する。また、職員会議を開催し、 全教職員の共通理解の下、迅速に対応する。

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

あ．いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

い．いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 （いじめ防止対策推進法第 28 条）

④児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。状況に応じて、心の教室相談員 ＳＳＷ、教育委員会教育支援課、いじめ相談窓口、警察署等との連携を図る。

⑤児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

⑥いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

⑦調査結果は、市長に報告する。（６）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

【インターネットを通じて行われるいじめに対する対策】

■インターネットを通じて行われるいじめの未然防止のため、児童及び保護者に対して情報モラルに関する啓発活動を実施する。

■教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でも必要に応じてネットパトロールを行い、関係機関と連携・協力して対応を進める。

【主な取組】 □ネットモラル教室の実施 □ネットパトロールの実施
□「えべつスマート４ルール」の活用

具体的な指導と支援

■いじめられた児童と保護者への支援

○事実確認の聴取を行う。

○共感的理解、受容的理解に努め、自尊感情を高めるよう留意する。

○聴取によって得た事実を迅速に保護者へ伝える。

○不安要素を取り除き、複数の教職員の協力の下、当該児童の安全確保に努める。

○当該児童が落ち着いて教育を受けられる環境整備を行う。
○心の傷を癒すため、養護教諭や心の教室相談員、ＳＳＷと連携をとりながら、適切に対応する。

※ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが困難な場合

いじめを受けた児童生徒の何らかの事情により、児童生徒からの聴き取りが困難な場合は当該児童生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。

■いじめた児童への指導と保護者への支援

○事実確認の聴取を行う。
○複数の教職員が連携し、必要に応じ関係機関の協力を得ながら、組織的にいじめをやめさせ、再発防止のための措置をとる。
○迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で協力を求める。
○いじめた児童への指導は、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、責任を自覚させる。
○いじめた児童の抱える問題・背景にも目を向け、児童の安全・安心、健全な人格の発達に配慮する。

江別市いじめ防止基本方針や国・道の動向や社会情勢を勘案し、本校のいじめ防止基本方針の見直しを検討し、必要な措置を講じる。また、学校いじめ防止基本方針について、いじめの防止等のための取組に対して、教育委員会から必要な指導・援助を受けながら、協働的に取り組む。

7 いじめの解消

いじめは単に、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

１　被害児童に心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。

２　いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（１）いじめ解消まで留意すべき点

①いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策委員会を中心に、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

②いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

（２）心のケア、情報発信

児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

8 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

江別市いじめ防止基本方針や、国・道の動向や社会情勢を勘案して、本校のいじめ防止基本方針の見直しを検討し、必要な措置を講じる。また、学校いじめ防止基本方針について、いじめの防止等のための取組に対して必要な指導・援助を受けながら、協同的に取り組む。